

関西学生アーチェリー連盟 内規 2023年3月4日改正

- 第1章 関西学生アーチェリー連盟細則
- 第1条 本連盟に加盟する場合の申請書には、次の事項を記載しなくてはならない。
 - 学校名およびその所在地(住所・電話)
 - 部の名称
 - 主将、主務、学生役員、学生役員補佐、及びその他の学内役員の氏名、住所、電話番号。ただし、短期大学又は部員が短期大学の学生しかいない場合は学生役員補佐を記載しなくて良い。
 - 発足年月日
 - 練習場所の所在地(住所・電話)および近隣の地図
 - 練習方法
 - 練習時間
 - 試合経験(個人・団体をあわせできるだけ詳しく)
 - その他の備考 2. 部員名簿(別紙にて) 3. 部内規定(別紙にて)

第2条 本連盟に加盟する大学はその責任において、学生役員1名および学生役員補佐1名を選出しなければならない。但し、役員会で正当と認められた理由があるときはこの限りでない。学生役員は原則として学生役員補佐経験者から選出する。

第2章 学生競技者資格

第3条 学生競技者資格は本連盟に加盟する大学の部員、準加盟大学の部員、および個人加盟の選手で、**書登録から4年間のみ**有する。ただし、下記の各項に該当するものは有しない。

1. 本連盟に加盟して、一旦大学および短期大学を卒業したもの。但し、短期大学卒業や飛び級により上級大学に進級する者はこの限りでない。
2. 登録された一校から他校へ移る場合転校後一年を経ない者。但し、前校の了承が得られればこの限りではない。
3. 原則として停学・謹慎中の者。
4. 登録を完了していない者。
5. 全日本アーチェリー連盟競技者規定に該当しない者。
6. その他学生競技精神に背く行為をなした者。

第4条

1. 前条の規定以外の特殊な事情が生じた際には資格審議会に於いて該当登録選手を調査、審議し資格の有無を決定する。
2. 資格審議会はチーフ会で構成され、委員長がこれを召集し、委員長がこの議長となる。
3. 資格審議会はチーフ会の3分の2以上の出席があれば成立する。
4. 資格審議会の議決は出席者の過半数を以て行い、可否同数の場合は議長に一任する。

第3章 準加盟校制度

第5条(準加盟校の意義・目的)

関西学生アーチェリー連盟はアーチェリーを行う学生すべてが参加すべきである。未加盟校が少しでも関西学生アーチェリー連盟というものを知ってもらうために、加盟校の準備段階として準加盟校制度を設ける。また、既加盟校に関して関西学生アーチェリー連盟で活動していく上で困難が見受けられる場合においても 準加盟校制度に準ずるものとする。

第6条(準加盟基準)

1. 関西学生アーチェリー連盟に加盟の意志があること。
2. 準加盟登録費(7000円)の納入が可能であること。

第7条(準加盟校の関西学生アーチェリー連盟への参加範囲)

1. 試合 関西学生アーチェリー連盟のリーグ戦には参加できない。その他の試合はすべて参加できる。
2. 記録 記録は公認記録として取り扱う。
3. 関西学生アーチェリー連盟との交流総会、役員会 必ず参加しなければならない。但し、議決権は与えない。

・準加盟申請は随時受け付ける。・本加盟は総会にて承認されれば認められる。

4. 準加盟校代表者会議

・準加盟校間の交流をはかる。 ・準加盟校と関西学生アーチェリー連盟との交流をはかる。

第4章 個人加盟制度

第8条(個人加盟の意義・目的)

関西学生アーチェリー連盟は学生アーチャーすべてが参加すべきである。大学にアーチェリー部が存在しない(又は存在しても未加盟である)者に少しでも関西学生アーチェリー連盟というものを知ってもらうために、個人加盟制度を設ける。

第9条(個人加盟基準)

1. 他に定めた学生競技者資格を有していること。
2. 在学する大学の校舎が本連盟の地区内にあること。
3. 委員長に所定の形式に従い書面をもって申し込み、資格審議会が調査、審議してこれを認め総会の承認を得ていること。

4. 次のどちらかの義務負担を負っていること。

I 自分の出る試合の前日準備に出来る限りの範囲で協力する。

II 連絡費として¥3000 を納入する。

第 10 条(個人加盟の関西学生アーチェリー連盟への参加範囲)

1. 登録 本連盟より全日本学生アーチェリー連盟及び全日本アーチェリー連盟にのみ行う。

2. 試合 関西学生アーチェリー連盟主催の試合全てに参加を認める。但し、リーグ戦への参加は認められない。

3. 記録 記録は公認記録として取り扱う。

4. 関西学生アーチェリー連盟との交流 総会には必ず出席すること。但し、議決権は与えない。個人加盟申請は随時受け付ける。

第 5 章 関西学生アーチェリー連盟 OB 会

第 11 条

関西学生アーチェリー連盟 OB 会とは現役を援助し、加盟校 OB・OG 間の親睦を永久に深めるために関西学生アーチェリー連盟発足と同時に結成された団体である。

第 12 条

役員は本連盟の OB・OG の被推薦者の中から、総会の承認を得て、これを委嘱する。

第 13 条

原則として、加盟校の OB・OG 会が結成されていることを前提として構成されているが、たとえ OB・OG 会がなくとも加盟校の OB・OG は、卒業と同時に学連の OB・OG 会に所属するものである。

第 14 条

本連盟に所属する OB・OG は、現役の独立・育成を重んじ、現役をより活動しやすい方向へ導かなければならない。

第 6 章 関西学生アーチェリー連盟リーグ戦規定

第 15 条(開催)

関西学生アーチェリー連

盟リーグ戦は年一回、開会式を除き当該事業年度の 4 月 1 日以降に行うものとする。

第 16 条

I(参加資格)

1. 本連盟に加盟していること。
2. リーグ戦に出場を希望する加盟校は、定められた期日までに本連盟宛にリーグ戦出場に関する参加申込書を提出するものとする。
3. 参加申込書を提出したにもかかわらず、全戦不戦敗となった場合、その大学を失格とする。
4. 参加申込書の提出を得ぬ場合、リーグ戦出場の棄権とみなす。
5. 第 3 項・第 4 項の適用を受けた大学は、翌年度最下部最下位にランクされる。ただし、重なった場合は 第 3 項の適用を受けた大学を上順位とする。
6. 新加盟校は最下部最下位にランクされる。ただし、第 3 項、第 4 項の適用を受けた大学と重なった場合、新加盟校を最下部最下位とする。

II(出場者資格)

出場者名簿の追加は、リーグ戦期間中随時受け付け、受理された時点より出場可能となる。

第 17 条(対戦方式)

1. 試合は各部各ブロック内総当たり制とする。
2. リカーブ部門で行うものとする。

第 18 条(組み合わせ)

1. 原則として各部 12 校とし、各 6 校ずつの A・B 2 ブロック制とする。
2. ブロックの分け方は、前年度の成績により総会で抽選により決定する。
3. 対戦カードの組み合わせは、前年度の順位により決定する。

4. 加盟校が増加した場合は、1部 AB・2部 AB・3部 AB を編成する。但し、新しい部および同一部内でのブロック創設は試合数が3試合以上となる場合に限る。また、同一部内での試合数が2試合以下の場合、上位部との統合を行う。
5. 同一部内で7～11校となった場合、第1項に準じてABの2ブロック制とする。6校以下となった場合、ブロックを編成しない。
6. 同一部内で13～15校となった場合、1つのブロックが3～5試合になるように3つ目以降のブロックを編成する。
7. 同一部内で16校以上となった場合、元の部が12校となるように前年度の各ブロック最下位の平均点の低い大学から順に自動降格とする。
8. 欠落校補充は、前年度入れ替え戦において下部降格・下部残留した大学(以下、敗者)のうち、入れ替え戦での上位から選出する。また、上部欠落校数が入れ替え戦敗者数を上回った場合、下部各ブロック2位校のうち、平均点の上位校から順に対象校とする。順位に関しては欠落校の所属していたブロック内で順位を繰り上げることで決定する。

第19条(勝敗の決定)

1. リーグ戦は男子8名以下、女子5名以下で行射し、男子上位5名、女子上位3名のその合計点で勝敗を決定する。試合開始時に、一方の大学が男子4名以下・女子2名以下となった場合はその大学を不戦敗とする。全戦不戦敗の場合は最下部最下位に自動降格とする。不戦敗となった大学のチーム点は0点とし、平均点に含まれる。不戦勝となった大学のチーム点は通常通り平均点に含まれる。
2. 試合後、審判が記録の承認を行い、各校代表者がサインをした後のチーム点、個人点及び勝敗の変更はいかなる場合も認めない。
3. 記録会は平均点には含まない。
4. 同点の場合、勝敗は次のようにして決定する。
 - ・ チームの10点の総数の多いチームを勝ちとする。
 - ・ 10点の総数が同じである場合はXの総数の多いチームを勝ちとする。
 - ・ Xの総数も同じである場合は、優勝決定戦以外では30mで両校選手1人ずつのシュートオフを行う。優勝決定戦は70mで両校選手1人ずつのシュートオフを行う。

第 20 条(順位の決定)

1. 各部の優勝は、各部各ブロックの最上位校とする。但し、1 部に関しては優勝校の間で優勝決定戦を行い、総合優勝を決定する。
2. 各部の入れ替え戦は、原則としてリーグ戦順位が決定した後に 1 部各ブロック最下位校と 2 部各ブロック 1 位校、2 部各ブロック最下位校と 3 部各ブロック 1 位校の間で行う。
3. 全戦不戦敗の場合は最下部最下位に自動降格とする。

第 21 条(順位決定について)

1. リーグ戦最終戦終了後、勝敗数が同じとなった場合は直接対決の勝者を上位に位置付ける。勝敗数が 3 校以上で同じになった場合は平均点を用いて順位決定する。3 校のうち 2 校が平均点で同点となった場合は、直接対決の勝者を上位に位置付ける。3 校すべてが平均点で同点となった場合、記録会を除くすべての試合の 10 点の総数、x の総数の順に順位を決定する。
2. 不戦勝が発生した場合、記録会を行いその得点を平均点の計算に用いる。
3. 不戦敗が発生した場合、0 点とし平均点の計算に用いない。
4. 全戦不戦敗となった大学が同一ブロックに複数あった場合のみ、該当校の順位決定のために、得点を 0 点とせず不戦敗の試合得点を平均点の計算に用いる。

第 22 条(競技役員)

1. 競技役員は DOS 1 名・審判員 1 名の計 2 名で構成する。 2. DOS は各校競技運営委員で構成する。

第 23 条(試合の進行)

試合は次の手順で行われる。

1. メンバー表の交換及び確認
2. 服装及び用具の検査
3. 先攻後攻の決定

4. フリー練習
5. 競技
6. 点数及び勝敗の確認

第 24 条(メンバー表・選手交代届)

1. メンバー表・選手交代届は各参加校が準備し当日に持参する。書式は記録委員会指定のものとする。スコアカード・記録用紙の管理はレンジ校が行い、対戦校は当日にスコアカードを DOS から受け取る。
2. メンバー表は試合開始時に、当該の試合に出場する選手(補欠選手を登録する場合、それを含む)の氏名及び学年を、本連盟 (DOS) 及び対戦校に所定の書面にて提出する。
3. メンバー表は、大学の代表者 1 名のサインをもって正式なものとする。
4. メンバー表の代表者サインは、各対戦校の開会式でメンバー表を交換する際に、DOS および相手校代表者の立ち会いのもとで行う。
5. メンバー表は、二重線により訂正することができる。
6. 提出後の変更は認めない。ただし、単純な誤字・脱字については両校の代表者及び DOS 立ち会いのもとに代表者のサインをもって訂正する。

第 25 条(服装)

1. チームで統一したユニホームを着用する。
2. 上衣については同じデザインのユニホームの長袖と半袖のチーム内の混在は認め、また経年効果による多少の変色は不問とする。
3. 下衣については同色のものであればメーカーや細部は不問とする。
4. ウインドブレーカーは防寒着とみなし、チーム内の統一はしなくてよい。

第 26 条(タイムアウト)

- 一試合中に 1 チーム 1 回のみ 4 分間のタイムアウトをとることができる。

第 27 条(試合の中断)

を中断することがある。
い場合

次のような場合、試合

1. 標的面を射位から確認できな

2. 選手の身体に支障をきたすほどの気象条件となった場合
3. 射場の安全が確認出来ない場合

第 28 条(試合の終了・再試合について)

1. 中断が 30 分以上続いた場合、もしくは中止すべき理由がある場合、DOS および審判長の判断により原則として試合は終了する。ただし、どちらか一方でも再試合を希望すれば原則としてリーグ戦予備日に再試合を行う。もし再試合をどちらも希望しなければ中断した時点の得点で勝敗を決定する。その際の得点は平均点に含まない。

2. 中断が 30 分以内で終わった場合、中断時点よりそのまま再開する。

第 29 条(遅刻について)

選手が正当な理由で遅刻した場合、DOS は試合時間を最大 30 分遅らせることができる。30 分を越えた場合は、その試合を延期とする。正当な理由かどうかは後日の学生役員会で決定され、正当な理由でない場合は記録会形式で試合を行うが、その大学は不戦敗となる。また、両校とも正当な理由でない遅刻をした場合は、両校不戦敗とする。ただし前項の中断、および遅刻には公共交通機関の遅れ、雷による中断が考えられるが、インフルエンザなどの課外活動の停止は考慮しない。

第 30 条(コーチ)

1. コーチはメンバー表の下部に記載してある者 1 名のみとし、試合中に変更することはできない。コーチは学生でもよい。
2. コーチは選手と同様に用具検査時に DOS に確認を受ける。用具検査に遅れた場合、DOS に確認を受けた後、コーチエリアに入ることができる。
3. コーチは指導にふさわしい服装とする。また、関西学生アーチェリー連盟発行の証明書(コーチ証)を携帯し試合中は常に明示すること。
4. シューティングライン(S.L.)からウェイティングライン(W.L.)までの間で、男子 1 的から 8 的、女子 1 的から 5 的までの後方をコーチエリアとする。

5. コーチは S.L. 上の選手や弓具に触れてはならない。
6. コーチは選手が弓具破損などの場合、W.L. 後方で修理を援助することができる。
7. コーチはコーチエリア内で手持ちの双眼鏡などの光学機器を使用してもよい。
8. コーチは DOS のムーブアップの合図と同時にコーチエリアに入ることができ、自チームの行射中に一旦コーチエリアから出た場合、同一エンドに再び入ることはできない。
9. コーチは S.L. より前方に入ってはならない。
10. 上記各項に反する行為、または試合の秩序を乱す行為があった場合、DOS は警告を与える。

第 31 条(助言)

1. 同チームの選手同士は S.L. 上にいるか否かにかかわらず、互いに助言することができる。
2. コーチは自チームが行射中、コーチエリア内でのみ助言または指導的情報を与えることができる。

第 32 条(応援)

1. 応援はダブルウェイティングライン(W.W.L.)後方、もしくはサイドラインの後ろで行う。サイドラインの外で応援を行う場合 S.L. の前方でもよいが、DOS の指示に従い安全・環境に十分配慮すること。
2. 応援は口頭またはその他の方法で、助言または情報を与えてもよい。

第 33 条(警告・退場)

1. 不正な手段で自チームに有益になるような行為、相手チームに不利益になるような行為または試合の秩序を乱すような行為がなされた場合、DOS はそのチームに対して警告を与えることができる。
2. コーチまたは応援者が前項の行為を警告後も繰り返して行った場合 DOS は当該者を退場させることができる。

3. 選手が前項の行為を警告後も繰り返し行った場合、試合は続行して行われるが、後日の学生役員会で審議し、その試合における当該チームまたは選手を失格とすることができる。

第 34 条(異議申し立て)

1. リーグ戦において異議がある場合、試合後に会場にて受け付ける。
2. 異議申し立てがある場合、必要に応じて審判長または副審判長、もしくは学生役員会で速やかに検討し、裁定を下す。
3. 裁定に関しての異議申し立ては認めない。
4. 得点に関する異議申し立ては、代表者サインを記入後は一切受け付けない。

第 35 条(記録会)

記録会の参加人数は、男子 8 名以下・女子 5 名以下とする。また、リーグ戦及び Extra Match に参加していないチームに所属する者は個人参加を認める。

第 36 条(選手の交代および補欠選手について)

1. 試合中において、各校 2 回および 2 人のみ、選手と補欠選手の交代を行うことができる。補欠選手がメンバー表に登録されていない場合、交代はできない。また、一度交代した選手が再度交代することは、いかなる場合も認められない。
2. スコアは交代前後で引き継いで計算する。
3. 選手の交代は、各校代表者が DOS に交代を申し出、受理された時点で行われる。
4. 交代を申し出る事ができるのは、開会式終了後～1 エンド目開始(2 声の音響信号によって指示される)までの間、または矢取りの開始時(3 声の音響信号によって指示される)～次のエンドの開始(2 声の音響信号によって指示される)までの間とする。
5. 交代の有無の協議、交代を準備するための時間は特に設けない。特別に時間が必要な場合、タイムアウトを使用してもよい。
6. 補欠選手は服装、および弓具の検査を選手と同時に受けるものとする。

7. 試合中、通常補欠選手は応援として扱われる。
8. コーチが出場者の資格を同時に持つ場合、補欠選手とコーチを兼任する事ができる。但し、交代にて選手となった時にその試合のコーチを放棄するものとする。また、交代した選手がコーチになることはできない。
9. 誤った交代が行われた場合は適切な状況になるまでの間のその的の点数は0点とする。

第37条(その他)

その他については全日本アーチェリー連盟競技規則、リーグ戦およびExtra Match 申し合わせ事項を適用する。なお、不測の事態が生じた場合は、審判長もしくは副審判長の指示に従うものとする。

第7章 関西学生アーチェリー連盟 Extra Match 規定

第38条(開催)

関西学生アーチェリー連盟 Extra Match は第15条に準じて行うものとする。

第39条

I(参加資格)

1. 本連盟に加盟していること。
2. Extra Match に出場を希望する加盟校は、定められた期日までに本連盟宛に Extra Match 出場に関する参加申込書を提出するものとする。
3. 参加申込書を提出したにもかかわらず、全戦不戦敗となった場合、その大学を失格とする。
4. 参加申込書の提出を得ぬ場合、Extra Match 出場の棄権とみなす。
5. 第3項・第4項の適用を受けた大学は、翌年度最下位にランクされる。ただし、重なった場合は第3項の適用を受けた大学を上位の順位とする。

6. 新加盟校は最下位にランクされる。ただし、第3項、第4項の適用を受けた大学と重なった場合、新加盟校を最下部最下位とする。
7. 男子5名未満・女子3名未満の大学は男女各1チーム参加する資格を有する。
8. 男子5名以上で従来のリーグに参加、女子が3名未満の大学は女子のみ参加資格を有する。
9. 女子3名以上で従来のリーグに参加、男子が5名未満の大学は男子のみ参加する資格を有する。
10. 男女それぞれが3名に満たないが、あわせて3名以上在籍している大学は男女間の混合チームを認め大学から1チーム参加できる資格を有する。ただし、その時は男子リーグで参加するものとする。女子の比率が高い場合でも同様のものとする。
11. 部員の人数は、リーグ戦参加資格を有するが50mを行射できる人数はリーグ戦参加資格人数の下限を下回る場合は競技委員長への相談の後、特例としてExtra Matchへの参加を認める場合がある。

II(出場者資格)

出場者名簿の追加は、Extra Match 期間中随時受け付け、受理された時点より出場可能となる。

第40条(対戦方式)

1. 試合は各部各ブロック内総当たり制とする。
2. リカーブ部門で行うものとする。

第41条(組み合わせ)

1. 原則として男子リーグ、女子リーグとする。
2. 各リーグ参加校が8チーム以上になる場合は2ブロック制とする。
3. 2ブロック制の場合、対戦カード・組み合わせは、抽選により決定する。

第42条(勝敗の決定)

1. 男子 4 名以下、女子 2 名以下で行射し、男子は上位 3 名の合計点、女子は 2 名の合計点で勝敗を決定する。試合開始時に、一方の大学が 2 名未満となった場合は、その大学を不戦敗とする。不戦敗となった大学のチーム点は 0 点とし、平均点に含まれない。不戦敗となった大学のチーム点は通常通り平均点に含まれる。
2. 試合後、審判が記録の承認を行い、各校代表者がサインをした後のチーム点、個人点及び勝敗の変更はいかなる場合も認めない。
3. 記録会の点数も平均点に含まれない。
4. すべての対戦で同点の場合、勝敗は次のようにして決定する。
 - ・ チームの 10 点の総数の多いチームを勝ちとする。
 - ・ 10 点の総数が同じ場合は X の総数の多いチームを勝ちとする。
 - ・ X の総数も同じ場合は、30m で両校選手 1 人ずつのシュートオフを行う。

第 43 条(順位の決定)

各リーグの優勝は 2 ブロック制である場合は、各ブロック最上位の 2 校とし、そうでない場合は、最上位の 1 校とする。また、男女リーグ統合の場合も同様である。

第 44 条(順位決定戦)

各リーグの優勝は 2 ブロック制である場合は、各ブロック最上位の 2 校とし、そうでない場合は、最上位の 1 校とする。また、男女リーグ統合の場合も同様である。リーグ戦最終戦終了後、勝敗数が同じになった場合は、直接対決の勝者を上位に位置づける。勝敗数が 3 校以上で同じになった場合は、平均点を用いて順位を決定する。

第 45 条(記録会)

記録会の参加人数は、男子 4 名以下、女子 2 名以下とする。また、Extra Match およびリーグ戦に参加していないチームに所属する者は個人参加を認める。

第 46 条(その他)

Extra Match におけるその他の事項については、第 22 条～第 34 条・第 36 条・第 37 条に準ずる。

第8章 関西学生アーチェリー連盟表彰規定

第47条(表彰について)

関西学生アーチェリー連盟主催競技会の表彰者数は、参加人数・試合形式により、以下のように決定する。

(A)参加人数が20名以上で、トーナメントを行う競技会 この
場合は、1～8位を表彰対象とする。イリミネーション敗退者の順位付けは、全日 本
アーチェリー連盟競技規則によって行う。

(B)参加人数が19名以下で、トーナメントを行う競技会

この場合は、下記(C)の(ii)～(iv)に準じる。

(C)トーナメントを行わない競技会

この場合は、参加人数によって、下記(i)～(iv)のように表彰を行う。

(i)参加人数が20名以上の場合、1～6位を表彰対象とする。

(ii)参加人数が7～19名の場合、1～3位を表彰対象とする。

(iii)参加人数が3～6名の場合、1位のみを表彰対象とする。

(iv)参加者数が2名以下の場合、表彰は行わない。